

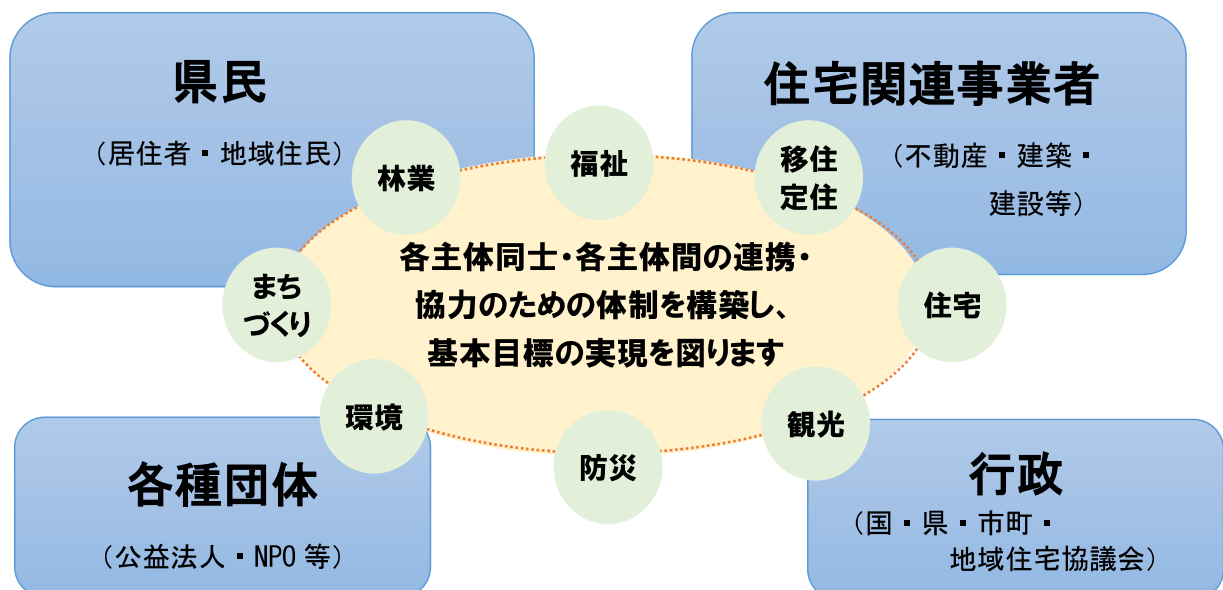
第5章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、県民の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもあります。本計画の基本理念に掲げた「愛顔あふれる住まい・まち・暮らし」を実現していくため、住民・事業者・公共団体等の各主体が県民の住生活の課題、基本理念、そして6つの基本目標を共有するとともに、それぞれの責任と役割分担のもとで互いに連携して、施策を推進していく体制づくりが重要です。

喫緊の課題である「住宅のセーフティネットの充実」を実現するためには、行政と不動産事業者、NPOなどの支援団体や賃貸住宅所有者が連携するための仕組みや支援が求められます。また、「地域の状況に応じた空き家対策の推進」を実現するためには、行政、不動産事業者、空き家所有者だけでなく、コーディネーターや地域コミュニティ、新たなサービスを提供する事業者等との連携が欠かせません。このように諸課題解決に向けて連携・協力を促進するための支援を積極的に行います。

また、公共団体においては、国、県、市町がそれぞれの責任と役割を自覚し、地域の実情や時代に応じた施策を積極的に展開していく必要があります。このため、県や市町などで構成される地域住宅協議会を活用するなど県・市町の連携の強化を図るとともに、まちづくりや福祉、環境、防災など多様なテーマの庁内関係部局や関係する各主体と密接に連携を図り、施策の推進体制の構築に努めます。



2 計画の進行管理

目標を達成するためには、引き続き厳しい本県の財政状況を踏まえつつ、多様な住宅政策を効率的かつ着実に推進していくことが重要であることから、市町を含めた施策の実施状況の把握に努めるとともに、統計データが更新されたタイミングで成果指標の達成状況を確認し、検証・評価を行うなど進行管理を行います。

SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における 2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標です。

「誰一人取り残さない」社会を目指し、17 のゴールの下に 169 のターゲットを規定し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。



本計画では、「SDGs の達成」を計画全般に係る共通課題として捉え、ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」をはじめとして基本目標ごとに関連する SDGs のゴールの達成に向けて計画の進行を図ります。

愛媛県住生活基本計画の基本目標	関連する SDGs のゴール				
基本目標Ⅰ 住宅のセーフティネットの充実	1 貧困をなくそう	5 ジェンダー平等を実現しよう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナシップで目標を達成しよう
基本目標Ⅱ 新しい住まい方を意識した移住・定住の促進と、受け皿となる住まい・まちづくり	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナシップで目標を達成しよう		
基本目標Ⅲ 地域の状況に応じた空き家対策の推進	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナシップで目標を達成しよう			
基本目標Ⅳ 災害等に備えた住まいづくり・まちづくり	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナシップで目標を達成しよう		
基本目標Ⅴ カーボンニュートラルの実現に向けた住まいづくり	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナシップで目標を達成しよう
基本目標Ⅵ 住み続けられる住宅ストックの形成と適正な維持管理の推進	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナシップで目標を達成しよう		

